

○道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）（抄）

（有償貸渡しの許可申請）

第五十二条 法第八十条第一項の規定により、貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用自動車貸渡許可申請書を提出するものとする。

- 一 貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 貸渡人の事務所の名称及び所在地
- 三 貸渡の実施計画
- 四 貸渡しを必要とする理由

2 前項の申請書には、貸渡しをしようとする自家用自動車の貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類を添付するものとする。